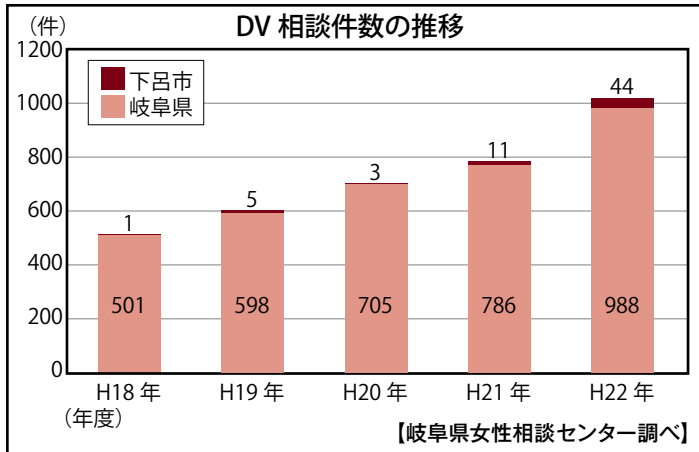


ともに創ろうあったか下呂市

家庭等における暴力を根絶しよう

市では、配偶者からの暴力や子供への暴力（児童虐待）等、家庭におけるあらゆる暴力（DV）の根絶に向け、関係機関と連携し、相談・保護・自立支援のための取り組みを進めます。今日は、重大な人権侵害であるDVについてお知らせします。



【暴力の種類】

- 殴る、ける、物を投げるなどの身体的暴力
- 怒鳴ったり、無視するなどの言葉・心理的暴力
- 性行為の強要、見たくないビデオや雑誌を見せるなどの性的暴力
- 生活費を渡さない、収入を取り上げるなどの経済的暴力
- 子供を巻き込んだ暴力

DV被害は増加傾向

ここ数年、県や市へのDVに関する相談件数は、急増しています（左グラフ参照）。市が今年2月に行った「家庭等における暴力防止に関するアンケート」の結果では、回答者872人の内、およそ25人に1人が配偶者や交際相手からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害を受けたことがあると答えています。

DVは家庭という私的な場所

で起こることが多いため、周囲に気づかれにくく、また「家庭内の問題」や「個人的な問題」として考えられがちなため、表面に出にくいという特徴があります。

あなたはDVの加害者や被害者になっていませんか？

一般的にDVは、女性が被害者、男性が加害者となる場合が多いようです。こうした背景には「男は仕事、女は家庭」といった社会的、文化的につくられた

役割意識や経済力の差など男性優先の社会的構造、社会の中に家庭の暴力を甘く見る風潮にあると言われています。

最近では、若い世代で、交際の相手に対して行われる「デートDV」や親の児童虐待も問題になっていきます。DVは相手を思い通りに動かしたり、自分の考えや価値観を一方的に押し付けたりする「力と支配」の関係が根底にあります。

相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害となるDVは、犯罪に結びつく行為です。

暴力が与える影響

暴力は、けがなどの身体的な影響だけでなく、精神的影響が被害者に与えます。暴力を受け続けることで無力感や絶望感にとらわれたり、逃げたり、相談する気力も持てなくなることがあります。暴力がエスカレートし、生命が危険にさらされることもあります。また、子どもが暴力に巻き込まれたり、直接暴力を受けなくても、親への暴力を見聞きすることで、傷ついたりを、暴力でものごとを解決することを身に付けてしまうこともあります。

DV意識チェック

1つでも該当したら被害者・加害者になる可能性があります。

女性・男性双方へ	男性へ	女性へ
<input type="checkbox"/> 暴力をふるわれるのは、ふるわれる側に何か問題がある。 <input type="checkbox"/> 夫婦・恋人間でレイプはあり得ない。 <input type="checkbox"/> 離婚は人生の失敗。 <input type="checkbox"/> 子どもには言って解らないなら、叩いてもいい。	<input type="checkbox"/> 男は人前で泣いてはいけない。 <input type="checkbox"/> 自分の気持ちを話すのは恥ずかしい。 <input type="checkbox"/> 妻（彼女）には自分を立ててほしい。 <input type="checkbox"/> 言わなくても気持ちは察してほしい。	<input type="checkbox"/> 夫（彼）には私や家族を引っ張って行ってほしい。 <input type="checkbox"/> 子育ての責任は私にある。 <input type="checkbox"/> 夫に留守番や家事をさせるのは悪いと思う。 <input type="checkbox"/> 娘には家事をさせても息子にはさせない。

〔参考資料…あゆみだした女性の会〕

DV：「Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）」の頭文字をとった略語で、「夫婦や恋人など親しい関係にある男女間で行われる暴力」をいいます。

社会全体の問題として

重大な人権侵害であるDVは、男女共同参画社会の実現にとって大きな障害となっており、それをなくすためには、社会全体の問題として、私たち一人ひとりが、いかなる暴力も許されるものではないという認識を持ち、被害を受け苦しんでいる人たちが声を上げやすい社会づくりをすることが重要です。

市や県ではDV被害の相談窓口を設置しています。相談後、支援や保護のため、必要に応じて警察や福祉機関などと連携し

に対応します。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。DVに気付き、一人で悩まずに相談することが問題解決の糸口となります。

市民の皆さんもDVや虐待の疑いのある子どもを見たり聞いたりしたら、相談機関へ連絡してください。

【連絡先】

◆下呂市福祉事務所

(下呂市役所児童福祉課)

24時間対応

090073011051

◆配偶者暴力相談支援センター

(岐阜県飛騨振興局福祉課)

9時～17時対応

0577331111

◆飛騨子ども相談センター

(児童相談所)

24時間対応

0577320611

◆下呂警察署(生活安全課)

0576520110



<DV防止講座を開催>

～DV・児童虐待防止に向けて 私たちにできることは何か～

10月3日、下呂市男女共同参画推進懇話会主催のDV講座が下呂交流会館で開かれ、同委員や人権擁護委員、民生委員など約20名の方が参加しました。

講座は、岐阜市を中心にDV被害者支援などの活動を行っている「あゆみだした女性の会」代表の廣瀬直美さんを講師に迎え、講義及びグループディスカッションを行いました。

講義では、DVの実情や認識、DVが及ぼす心身への影響や子どもへの影響、子どもへの虐待防止等について、様々な実例を踏まえながら、地域におけるサポートの必要性や防止教育の重要性などをお話いただきました。

グループ討議では、「DVが及ぼす心身への影響は大きいことが分かった」「自分も加害者かもしれないし、なり得るかも」「学校での教育が重要」といった意見が出されるなど参加者による活発な意見交換が行われました。

※下呂市男女共同参画推進懇話会…

男女共同参画社会を推進するため、有識者や住民の代表10人以内で構成・設置されている市の機関です。

配偶者からの暴力に関する相談・支援の流れ

